

第5回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日時 令和6年10月23日(水) 午前10時00分～11時20分
会場 小田原市生涯学習センターけやき 視聴覚室(3階)
出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、遠藤委員、須田委員、関田委員、瀬戸委員
二見委員、星野委員、山岸委員、山本委員
市職員：【市民部】府川部長、倉橋副部長
【人権・男女共同参画課】内田課長、熊坂係長、大澤主任
欠席者 北村委員、ストービー委員
傍聴者 0人

会議概要

1 開会

事務局【熊坂係長】	定刻となりましたので、ただいまから、第5回小田原市人権施策推進委員会を開催させていただきます。 本日の委員会の出席委員は10名でございます。 委員会規則第5条第2項の規定により過半数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告させていただきます。また、傍聴者はありません。 本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承ください。 それでは、次に資料の確認をさせていただきます。 (配布資料の名前を読み上げて確認) 資料に過不足等ございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせください。
※委員配布資料確認(過不足なし)	
事務局【熊坂係長】	よろしいでしょうか。 会議の進行につきましては、小田原市人権施策推進委員会規則第5条の規定により吉田委員長へお願いさせていただきます。 吉田委員長、よろしくお願いいたします。

2 議題

(1) 答申書(案)について

吉田委員長	おはようございます。 本日も時間を割いて来ていただきありがとうございます。ようやく秋らしい気候となり涼しくなってきました。 それでは早速ですが本日の議題に入らせていただきます。まず、議題(1)の答申案についてですが、これは昨年度諮問されました人権
--------------	---

	<p>施策の計画的な推進に関する事項に対し当委員会としての答申を今年度中に市長に提出する必要がございます。案について事務局で作成しましたので説明をお願いします。</p>
<p>事務局【大澤主任】</p>	<p>議題（１）「答申書（案）について」、説明をさせていただきます。</p> <p>昨年10月に開催した第1回人権施策推進委員会で当委員会へ諮問された事項については、今年度末頃に市長へ答申することを予定しています。</p> <p>これまでの会議の中で「人権施策の計画的な推進について」委員の皆様と協議してきた内容を、今回、答申書（案）として事務局でまとめました。</p> <p>答申書は、大きく4つの見出しから構成しています。1つ目の「はじめに」は、導入として指針を改定したことの振り返りや諮問を受けて答申をとりまとめたことを書いています。</p> <p>2つ目の「審議経過」は、諮問事項や全6回の会議で協議したことを書いています。</p> <p>3つ目の「人権施策を推進するための方策について」では、昨年度から協議してきた結果を書いています。（１）から（４）の4つに分けて整理しました。（１）は総合計画と連携して推進していくこととなります。総合計画は市の最上位の計画であり、それと人権施策を連携させ、コンプライアンスと実効性を高め、組織全体で推進する体制を構築していくことを書いています。</p> <p>（２）は、行政が行っている人権に係る取組の棚卸と自己評価を実施することです。前回の委員会から人権施策の現状確認作業を行っています。その中で、実施結果に至る過程が不明であることや今後の課題への認識が十分でないこと等をご意見としていただきました。そのため、目的や取組の経過が大切であること、そこから出てきた結果を踏まえて定期的に取り組を見直していく必要があることを書いています。それと、所管による自己評価を実施すること、その上で、本委員会による評価を実施することを書きました。</p> <p>（３）は、計画的な推進に向けた評価の枠組みとして、事務事業の評価と行政組織全体としての推進力の評価を行い、その2つを合わせて市全体の総合的な人権の評価をしていくことを書いています。これまで、本委員会の前身である人権施策推進懇談会では、分野別の人権問題を順番に選定し、それに紐づく市の取組への意見交換を行ってまいりました。しかし、全体を俯瞰したものではなく、この分野は取組が充実しているが、この分野では殆ど取組が進んでいないであるとか、全体的にどのような水準にあるのか、そういったことが分かりづらい状況にあります。そこで、指針の第4章に当たる分野別の取組の評価</p>

	<p>と指針の第3章の категорияによる評価を行った上で、全体的な特徴などを明らかにしていくことを、委員会の中で説明させていただきました。</p> <p>また、市民意識調査について、人権では、これまで実施したことはありませんが、指針の中でも市民の人権問題に関する意識を把握し、と記載しています。今後の人権施策検討の際に判断材料の参考となるものと考え記述を入れたものです。</p> <p>(4)は、市民へ人権施策の評価結果を公表し、それを受けて市民から取組を良くしていくための意見が寄せられれば、それを反映していくことで、人権尊重のまちづくりを目指していくことを書いています。</p> <p>以上の(1)から(4)が今後の人権施策の計画的な推進を図るための方策でございます。</p> <p>最後に4つ目の「おわりに」は、まとめとして、これからのまちづくりには人権施策の推進が必要であること、人権尊重のまちづくりには、すべての人と組織が当事者意識で取り組むことが必要であること、そのために行政は先頭に立って人権施策を推進させていくことについて書いています。</p> <p>以上が、答申書(案)の概要です。委員の皆様の見解等を踏まえて答申書を作りあげていきたいと思っています。</p> <p>議題(1)についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>これまで話してきました、どのように進めていくかということをもとめた答申であります。ただいま事務局からご説明いただきましたが、委員の皆様からご意見ご質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。この部分をこのように直した方がよいとか、もっとこう書いたほうがよいとか、ありますでしょうか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>2ページの大見出し3の(1)総合計画との連携強化による組織全体での推進について、文章で直してほしいということは無いですが、総合計画については、市長が代わり、今は新しい基本構想案を作り、そこから実行計画を策定していくということでもあります。総合計画とこの答申のどちらが先かは分かりませんが、我々が答申する内容を踏まえた総合計画としていただきたい、といったことを記述に加えられるのであれば入れていただきたいと思います。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>タイミングの問題がありますが、事務局で検討して記載していただくとよいかと思います。まだ案でありますので、これから直して次回の委員会で出てくることとなります。</p> <p>他に何かございますか。</p>

吉田委員長	<p>大体、我々が話してきたことが書いてありますかね。足りなかったり、違うところはないでしょうか。</p>
大石副委員長	<p>「1 はじめに」のところですが、小田原市では人権尊重の視点に基づき…とどのように進めていくかが書かれていますが、もう少し人権とはということで、人権施策推進指針の一番初めに書いてあるような文言を入れて欲しいと思います。</p> <p>すべての人は不当な差別を受けることなく、個人として尊重されなければならない。そのためには多様な人々が互いの存在を認め合いながら、ともに支え合って生きていく共生社会の実現が求められます、というようなことです。</p> <p>そういう社会的な人権の視点をどこかに入れて、その上で話の中でもこういうことをやっていく…というように触れていただくほうが格好良くなるかと思います。</p> <p>それから2ページの(2)の真ん中あたりに、「取組の棚卸を毎年定期的実施してください」と書いてあるのですが、棚卸という言葉だとちょっと分かりづらいかと思ひまして、振り返りとか、そういう言葉に変えていただいたらよいかと思います。</p>
吉田委員長	<p>理念を書こうということと、棚卸という言葉を使いやすい言葉に変えましょうというご提案でございました。</p> <p>よろしいでしょうか。他に指摘などはございますか。</p>
※他に委員から発言なし	
吉田委員長	<p>それでは、これについては直したものを次回の委員会で出していただき、それをもう一度見て確認していただくことになるかと思ひます。次回の委員会が今年度最終となりますか。</p>
事務局【大澤主任】	<p>そうです。</p>
吉田委員長	<p>それではもう一度年度内に確認していただき、最終決定ということにさせていただきます。</p> <p>ありがとうございます。</p>

議題（2）各課取組の確認結果に対する人権施策推進委員会としての意見（案）について

吉田委員長	<p>次に議題（2）に移らせていただきます。各課の取組の現状確認に対する人権施策推進委員会としての意見案について、前回、あまり時間がとれませんでした。後から出していただいたことも含めまして、内容を修正して再度出していただきました。まずは資料の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>それでは、議題（2）「各課取組の確認結果に対する人権施策推進委員会としての意見（案）」について説明させていただきます。</p> <p>資料2で案の文字が抜けておりましたので、（案）を付け加えていた</p>

できますようお願いします。

それでは、議題（２）「各課取組の確認結果に対する人権施策推進委員会としての意見（案）について」説明させていただきます。

始めに、事務局で今回用意した資料が何を示しているかを説明します。

各課の人権に関する取組については、前回の委員会で提示し、委員の皆様から取組をする目的や、実施結果に至るまでの経過を記載すべきとのご意見をいただきました。それを受けて、事務局から各課に対して、目的や取組の経過を記載してもらいました。

その上で提出された取組を、指針の第４章である人権分野の体系で整理したものが参考資料①です。そして、参考資料①の内容を見て事務局でまとめた結果が参考資料②となっています。

同様に各課の取組を指針の第３章の分類で整理したものが参考資料③で、それを同じようにまとめた結果が参考資料④です。

本日、机上配布で参考資料②と参考資料④の差し替えをさせていただきました。事前にお配りした資料との違いについてですが、それぞれの意見の後に括弧書きで主な所管の名前を入れさせていただいた点を変更した部分です。

これら参考資料をベースに、前回の会議でいただいた委員の皆様からの意見も入れて、取組全体を俯瞰して見えた傾向をまとめたものが資料２でございます。資料２は、進めていくことが望ましい行動や取り入れたほうがよい考え方について、全体を総括した意見と指針の第３章、第４章の分類で整理した意見という形で記載しています。

そして、資料３は前回の委員会で提示した資料に対する委員の皆様からの質問や意見と、それに対する回答をまとめたものです。いただいた内容は、各課の個別の取組に対する質問・意見と、取組全体に対する意見の２つに分かれていました。個別の取組に対する質問・意見は、関係する所管に連絡し、それに対する回答をいただき、見出しの１「指針第４章に関する各課取組状況に対する質問・意見」として記載しています。取組全体に関する意見は、６ページ以降の見出し２の中で記載し、事務局としての意見・回答を付けています。この資料３にあるご意見や市の回答を踏まえた上で、資料２を作成しております。

ここで、議題（２）で何を求めているのか、全体像についてお伝えします。議題（２）は、各課取組の確認結果に対する委員会としての意見（案）をまとめていく作業をお願いしております。議題（１）の答申案で書いてある、人権施策を推進する方策は来年度以降で実際に進めていくやり方でありまして、今、委員の皆様にご協力いただいている作業は、取組の評価ではなく、現状分析に対する確認をお願いし

ているものです。ですから、この資料2に記載してある内容について、委員の皆様から、修正したほうがよい、または、不足していると考えられる内容があればご意見としていただきたい、ということを作業目的としています。

そして、いただいた意見を反映して、現時点の市の取組に対する確認結果を各課へ通知する予定です。各課においては、今後3か年の期間を対象とした人権に関する取組の目標設定をしていただく予定です。その目標を決める参考とするために、今回の現状分析結果を活用してもらいます。

それでは、前置きが少し長くなりましたが、前回の委員会で配布した資料からの変更点を中心に、資料2について説明させていただきます。

1ページは全体をまとめた意見を書いています。内容として、前回の委員会で委員の皆様からいただいた意見をもとに、行政という組織の中だけでなく、現場で活動している団体の方などと課題を探っていくことや、行政の支援に結びついていない方へのアプローチ方法や、悩みを話してもらえるまでの関係性を築いていく必要について書きました。また、連携という言葉の捉え方には、行政、関係団体、市民、それぞれで違っており、取組をともに進めるためには互いに意思疎通をしっかりと図ったうえで進めていく必要があることを加えました。それと、事務局の考えではありますが、人権に関していろいろと取組をしている中で、良い取組、良くするために必要な考え方を組織で共有し、全体のレベルをあげていくことが良いと考えており、そのことについても加えています。

2ページと3ページは、指針第3章の категория に分けて意見をまとめてみたものです。

社会教育においては、人権に対する関心があまりない方々に参加してもらえるように、内容であったり、周知方法を改良することについて加えました。

行政職員に対してでは、積極的に行政側から支援をしていけるように、自主的な学びを組織として推奨していくことを加えました。

相談から支援につなげる体制の強化としては、行政の支援に辿りついていない人を救済するために、団体や地域と協力していくことを加えました。また、支援を必要としている人に寄り添う姿勢として、信頼関係をつくるための取組を通じて支援につなげていくことを加えました。

それ以外の項目は、前回お配りした資料と同様です。

次に、4ページから6ページは、指針第4章の人権分野別に意見を

	<p>まとめたものです。</p> <p>子どもの人権では、いのちの大切さや他者を思いやることなどを考える授業を関係団体と協力して実施しているが、授業を行った学校が限定されてしまう状況から、機会の偏りが生じないように調整することを加えました。また、子どもに対する性教育を学ぶ機会を提供していくことも加えております。</p> <p>障がい者の人権では、相談需要に対し行政の対応がひっ迫していることが課題として明らかであることから、人的体制を整えるなど必要な対策を講じることを書きました。また、挙げられた取組には、心のバリアフリーを目指した教育や啓発があるが、もっと全庁的に推進していく必要があることを加えました。</p> <p>部落差別については、前回の委員会では支援策を充実させること、という抽象的な表現でありました。具体的などころはこれからどのように出来るのかを考えていく状況ですが、差別的書き込みや動画等に対し被害拡大を阻止すること、そして誹謗中傷は許さない明確な姿勢で取組に当たることと表現を変更しました。</p> <p>ホームレスの人権では。ネットカフェなどで過ごす居住が安定していない方の実態把握に取り組むことを加えました。</p> <p>自死に関する人権問題では、関係性の構築や居場所づくりに取り組む中で、生きる上で何が阻害要因となっているのか、原因を探ることと表現を変更しました。</p> <p>貧困に関する人権問題では、自ら相談出来ていない貧困世帯の把握に努めることや、自立支援を進めるために、行政の内部、関係団体が包括的に支援していく体制を整えていくことを書きました。</p> <p>さまざまな人権問題のうち、災害については、災害を通してさまざまな人権課題が生じることを誰もが理解し、どのような問題が生じる可能性があるのか、地域の中で考えていくことについて書きました。</p> <p>以上が、前回お示しした資料からの主な変更点でございます。この事務局で作成した意見（案）について、委員会として足りていない、または修正したほうがよいと思われる部分等がありましたら、意見を加えていただきたくお願いします。</p> <p>以上で、議題（２）について説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ただいま事務局から説明がありました。資料２はどちらを先にやるのが分かりやすいかということがあると思いますが、各課の取組状況の結果から、浮かびあがってきた取組全体に関する傾向を踏まえて事務局でまとめた資料とのこと。資料３は前回の委員会後に委員の皆様から提出された質問や意見に対する回答となっています。それを踏まえて資料２が作成されておりまして、前回での委員の皆様</p>

	<p>見も踏まえて反映しているということです。資料2に記載された全体的な意見について、これは反映されていないといったご指摘や不足している内容がありましたらご発言をお願いします。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>1つお願いしたいことがありまして、読み合わせをしていましたら、ストービーさんが事後に出していただいたご意見の中で、折角、制度があるのに利用されていないということがありました。外国につながるのある人の人権で、いかに周知を図るのか、こういう制度があることがおそらく伝わっていないと思うのですが。そういうことが5ページのところでは入っていないんですね。他のところでは、相談についての周知を図るといのがありますが…。どういう方策が良いか、同じように周知方法を工夫しないといけないかと思しますので、そういった内容を、一文どこかで入れていただけたらよいかと思ひます。</p> <p>おそらく、外国人相談と書いてある字自体が読めないのではないのかと。QRコードが出してあっても、どこで伝えることがよいのか。川崎みたいにあそこに行けばという、ワンストップのようなものがあればよいと思ひますし。もしくは、関係している学校などを通じてここに行けばというような、そういうことがちょっとあるかもしれませんが、周知方法の工夫をしていただけたらと思ひます。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>私が先にしゃべりましたが、他に皆様で何かございませんか。足りないところとか、こういうことをやったほうがよいこととか、言ったのに書いていないところとかないでしょうか。</p> <p>参考資料につきましては議題になっておりませんので、個別にご意見をお聞きする場面がないみたいです。結局、参考資料①と参考資料③は観点が違って、分野別にまとめるとこのようになって、施策の面からまとめるとこのようになって、それをさらに文章化したのが参考資料②と参考資料④です。</p> <p>それで、事前の打ち合わせの後に加えていただいたのが、結局、この文章化した資料は主語が全部、市だそうです。市がやっているのですが、実際にどのセクションがやっているかとか、そういうところが全然書いてなくて、抽象的な書き方になっていたので、主語にあたるものとして実施しているセクションの名前を…例えば参考資料を見ていただきまして、女性の人権と書いてありまして、文章の最後にどこが実施しているかを書いていただいたわけですから。</p> <p>それで、そういうことをまとめて、結局こういうことをやらないといけないと、さらにまとめたものが資料2として出てきています。前回見ていただいたものから書き足していますので、参考資料①と参考資料③にも目を通していただきまして、それで、参考資料②と参考資料④も見ていただき、その上で資料2にいけますので。積み上げ方式</p>

	<p>であります。どれに対してもですが、ご意見やご感想、ここが足りないといったことがありましたらおっしゃっていただけたら。</p>
山本委員	<p>意見ではありませんが感想として、資料2の6ページ、さまざまな人権問題として、災害時における人権侵害防止ということで非常によいことだと思います。災害も多いので、ここは分野を超えて事前にこうした切り口で考えていただき、対策を打っていただけたらと思います。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。その他、ございますか。</p>
大石副委員長	<p>外国につながるのある人の人権について目を通して、気づいたというか…。全体的に行政がいろいろな外国人の方と関わっている中で、言葉の問題であるとか感じたことが書かれているわけですが、小田原市も一度、当事者の意見を聴く、懇談会のようなものを設けてもよいのではないかと思います。たぶんこうじゃないかといろいろと手を差し伸べるのですが、例えば川崎市ですと、外国人市民会議であるとか、県でもそういった会議をもっているかと思っています。</p> <p>ですから、懇談会みたいになってからこのようにヒアリングをして、どういう問題があるかを行政側が察知していくというようなことを考えることがあってもよいのかと思いました。</p>
吉田委員長	<p>なかなかね、よく顔が見えないという話を言うわけですよ。</p>
事務局【大澤主任】	<p>副委員長から話が出ました、外国につながるのある人の話ですが、当課で外国籍住民の支援をお手伝いさせてもらっています。これまで実際に住まわれている方とか、在住の外国籍の方がどのような支援を求めているのか、どういったニーズがあるかを把握出来ていませんでした。それで、今年度から既に取り掛かっているのですが、ニーズ調査をやらせていただいています。</p> <p>日本語指導に関わる方との話し合いをしたり、実際に外国籍の人にも時間を作っていただき、お話をさせていただく機会をつくったりと動き出しています。実際、どのようなことに困っているか、悩み事がどこに隠れているのかなどを探っているところです。</p>
吉田委員長	<p>先ほど申し上げましたが、呼ばれていくことが出来るか、当事者の方を用意することは難しい側面がありまして、ストービー委員がおられるので、いろいろと代弁していただけるのですが…。そういう面がありますのでヒアリングの場に来ていただける方がいるのかなと思いました。様々な方法でニーズを探るといふか…支援者ばかりが話をしている、当事者が話さないことはよくある指摘です。ヒアリングの形でやるかどうかはともかく、そういう取組が必要なのかなと思います。</p> <p>資料2は割と抽象的なところでまとめてありますので、意見が出に</p>

	くいのかと思いますが…資料3はまだ説明していませんでしたか。
事務局【大澤主任】	そうですね。一つ一つ細かく説明はしていません。
吉田委員長	<p>資料3は事後に出していただいた質問、意見で、今日の資料も膨大でありますので、もう1回ご関心のところを読んでいただいて、こういうのが足りないのではないかというところを、次回もう1回委員会がありますのでご意見等を出していただきたいです。さらに、書面回答だけではということで、ヒアリングをした方がよいとのご意見があったり、実際に話を聞いてみたいところがありまして。前回、山本委員からご発言があったわけですが、皆様の考えを聞かせていただきたいのですが。</p> <p>現時点で、この課の話を聞いてみたい、ご関心のあるところがございますか。出来ればやった方がよいと思ひまして、全部とはいきませんが。次回も2時間くらいしか時間がないので、その数は限られますが。ぜひ、ここの話を聞きたいというのがあれば調整していただこうと思いますが、何かありますか。もちろん不要だとか、読んだら大丈夫だとか、そういう意見もあると思ひますけれど。</p>
山本委員	<p>セクハラ、パワハラが小田原市で一時期問題になって新聞に出たりして、それからいろいろと立ち上げるということで、一度説明に来ていただきました。今の現状の取組であるとか、進捗であるとか、あれからどうなったかを聞いてみたいと思ひます。</p> <p>説明のあった当時のやりとりを見ると、結局、庁内に責任者を置いても、第三者を置かないと、自分で自分の処罰が出来ないとのお話が出ていたかと思ひます。そのあたり、第三者的な目線での取組が出来ているかをちょっとチェックしたいなど。時間があれば調整していただきたいと思ひます。</p>
吉田委員長	<p>調整していただきたいと思ひます。そしたら、それが1つ大きな問題になりましたので、候補として挙げさせていただきたいと思ひます。</p> <p>その他、ご関心のところで気がつかれたところとか…なかなか全部について詳細を知っていることは少ないので、やはり委員ご自身の専門のところで、ここが不十分ではないかとして話を聞いたほうがよいというところはありますか。</p>
大石副委員長	<p>生活保護のジャンパー問題で、小田原市はかなり問題になりましたが、この間、市議会か何かで外国人の生活保護に対する…具体的な国名まで出して、生活保護についての議員の質問で、具体的な国名まで出して不正受給しているのに対してもう少しチェックをかけてほしいという内容です。生活保護の問題は難しいところがあると思ひますが、歴史的な経緯として、今は基本的に権利としての生活保護はありませんが、外国人も日本人と同じように使われていると思ひます。</p>

	<p>そこに国籍チェックをかけるということ自体やはりおかしいわけで、不正受給は駄目ですが国籍は関係ないわけであって、特定の国を選んでチェックをかけるということはおかしいのではないかと思います。</p> <p>それは、難民条約に日本が批准したときから内外人平等と扱われているはずなので、そういう意見が出てきてしまうと…。いろいろな国で外国人迷惑論みたいなことでポピュリズム的に政治的に利用する人はいるのかもしれないのですが、非常に社会にとって危険な問題が起りやすいので、そういうことも私としては聞いてみたいです。</p>
吉田委員長	<p>別府の判例依頼、状況は複雑ですよね。</p> <p>難しくなってきましたけど、特定の国をあげてというのは良くないでしょうね。</p>
大石副委員長	<p>吉田先生の書かれた本を読んで私も勉強させていただきましたが、基本的に準用という形の中で平等に扱われるべきであって、不正は駄目であって国籍は関係ないと思います。</p>
吉田委員長	<p>別府のほうで外国人の方の受給について、生活保護の立て付けとして書いてある規定としては外国人の方を対象にしていないという判決が出たわけです。実情は…いつも学生に言うのですが 100 件あって、2 件生活に苦しい家があって、1 件は日本人の家で、どちらも食事に困るようなそんな状態であったら、1 件だけ助けますか、もう 1 つの外国籍の人は放っておきますかと、そういう話なんですよ。現場としてはそうしないわけであって。そのあたりの話なのですが、そこで、特定の国が取り上げられるというのはおかしいのではないかとのご指摘だと思います。</p> <p>では、どのようにやっておられるかというのを聞いてみたいということなので、よろしくお願いします。事務局へまた後で話させていただこうと思いますが、ただ、数が限られますので、あがったところが全部呼べるかは調整が必要だと思うのですが。そのあたりは書面で十分なところと、事務局を通して呼ぶところを考えさせていただいて、先ほどの外国人の方に来ていただくなども諸般の事情がおそらくあると思います。</p> <p>他に聞いてみたいところはございますか。</p>
事務局【内田課長】	<p>ヒアリングにつきましては委員の皆さんからご意見が出始めていますので、実施するという方向でよろしいでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>はい。</p>
事務局【内田課長】	<p>それでは、その方向で準備させていただきます。</p>
吉田委員長	<p>(ヒアリングの) 対象について、どこの課の話を知りたいとかはありますか。どの分野の話を知りたいとかはございますか。</p>
瀬戸委員	<p>障がいのことで、以前、運動会や新年会や部会がありました。小</p>

	<p>田原市は全部なくなりましたよね。その、障がい者団体の集まりが解散しているようにみえていまして。</p> <p>社協が一番知っていると思うのですが、民生委員もあまり情報をもらうと仕事が苦しくなるので、情報が少ないです。例えば生活保護も、この人はこのくらいの家賃を払っていますという情報は排除してもらっています。そういった情報をもらうと負担が重くなってしまうわけで、それで、この地域にこういう人がいますよということだけは行政から連絡してもらっています。</p> <p>それと、地域に障がいの方が居ても、関われないですけど、関わると…民生委員がやりすぎてしまうと相手も苦しくなってしまうたりして、障がいのある方の人権を守ってあげるのに大変なんですよ。家族が。だから、障がいの方へどのような対応をされているか知りたいと思います。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>わかりました。それでは検討対象として障がいについてもお願いします。</p>
<p>事務局【大澤主任】</p>	<p>今、委員の皆様のご総意としてヒアリングをされる方向でまとまったのかと思います。それで、事務局としても行うに当たり、考え方というか、ご発言を少しさせていただければと思います。</p> <p>ヒアリングについては、前回の委員会で紙でのやりとりが効率的で最適な手法ではないかとお伝えしたところでございますが、直接対応して確認することで得られるメリットもあるのかなど。そういう中で、皆様のご総意としてヒアリングを行う。そういう見解であれば事務局としても次回の実施に向けて対応して参りたいと思います。</p> <p>ただ、先ほども少しお話が出ましたが、ヒアリングを行うにしても2時間という会議時間の関係上、やはり実施する数はかなり絞るべきであると思っておりますので、各課を呼んで、この事業についてこれを聞きたいということをするにしても、4つか5つ程度が現実的なところかと考えています。他に答申の話もございますので。</p> <p>また、本市としては人権施策全体の底上げをしていくことを目指しております。このことからヒアリングをする上で、委員の皆様からいろいろのご発言をいただいておりますが、やはり他の取組の参考となるものを選んでいただくことや、また、今後の課題が他の取組にも当てはまり、ヒアリングを実施することでその効果が広く波及していく。そういったヒアリングを実施する意味が見出せるものが良いのではないかと事務局としては考えます。あわせて、どうすれば良い取組になるのかというのは、建設的でプラスの意見が多く出されるヒアリングにさせていただくことで、職員のモチベーションのアップにもつながりますし、現時点で施策として足りていない取組についても今後前向き</p>

	<p>な形に進んでいくと思います。ですから、建設的なヒアリングになることを、ぜひ、お願いしたいと思います。</p> <p>それで、今回、ストービー委員、北村委員が出席されていないこともありますので、今日この場で、ある程度まで話が進んだとしても、最終的には持ち帰らせていただき決める形がよいかと思います。</p> <p>今回、参考資料として提示しています参考資料①にしても 33 ページということで、かなり膨大で取組数も 180 くらいございます。委員の皆様の中から選んでくださいということは大変な作業と思います。ですから、選定方法の案としては、例えば委員の皆様それぞれでこの取組についてヒアリングしたいというものを 1 つ選んでいただき、欠席された方も含めて集めた上で、皆さんがよければ、委員長、副委員長、事務局で最後に話し合っただけで決めるようなやり方はいかがかと思ったところでございます。また、この事業をヒアリングしたほうがよいと考え、選んでいただく上で、どうしてその取組を選んだのか、その理由も示してもらったうえで決めることがよいのではないかと考えます。</p> <p>事務局の考えとしては以上です。</p>
吉田委員長	<p>どういう観点から選んでほしいかという事務局の希望がありましたけれど…何か難しい、例えば、相談窓口にどうやってつなぐかといった、そういう観点からどこがいいのかなどと考えましたが。</p> <p>以前、生活保護の事件があった時に、講演のようなものをやらせていただいて、その時にどこから相談がくるのかをどうやって把握しているかというご質問がありました。自分から来られる方はあまりないと…。</p>
瀬戸委員	いえ、今は違います。
吉田委員長	そうですか、来られますか。
瀬戸委員	<p>私が民生委員になりたての頃は、住民要望というところがあって、相談があれば市へ行ってみたらと口添えがありましたけれど、今は自分から手を上げてもらって、社協とつなぎながら行ってみたらという形になっています。手は割とあげるのですが…隠すということはないです。</p> <p>昔は、自分が生活保護をもらっていることを隠したかったんですが、今はあまり隠さないかもしれないですね。人権としては障がいの人は隠します。だから、あまり入り込めないところが、みんなと仲良く出来ないんだなと思って。社協で研修をしても、障がいの方は手をあげて来てもらえないです。</p> <p>先ほど、みんなが集まって運動会をしていると言いましたけれど、それも全部なくなりましたし。</p>

	<p>隠す人が、なんていうか、平等ではないなと思います。聞いてもらいたいのは、当事者かなど。</p>
吉田委員長	<p>念頭年頭にあるのが、私は一時、ホームレスの方の見回りを特定の曜日の夜に同行して行っていたのですが、やはり自分からは来られないですね。よほどのことになって、周りの者が明日どうなるとか、そこに行けばとか、その家の世話をするとか、そこまでやらないと多分来られない。だから、いろいろな理由があるのですが、家を世話しても出てしまわれたり、大家さんとトラブルになってしまい…というようなことがあるので、中々自分から手を挙げてということはあまり…。生活保護だけではないのですが、相談に来られることはあまりなく、どこからつなぐかというのはとても難しい話ですね。いわゆる、ボイスレスと言ってはなんですが、ご自分で発音しない方々であって。</p>
瀬戸委員	<p>優しいんですよ。だから、平和だなんておかしいと思っていますけど。昨日も他の会議で話させてもらったのですが、真鶴の場合、認知症の人を見かけないとなると、市から連絡が来ますけれど、民生委員がいませんよと言ったら写真を出してそれで探すと言うんです。だから、うちの地域などでは、ぼーっとしている人が居れば、小田原市はすごい優しいから、あそこに歩いていたよとか、昔に比べて自分たちの仲間という考えが進んでいますし。</p>
吉田委員長	<p>今さっき外国の方の話が出ましたけれど、時々新幹線ホームで外国の方としゃべったりするのですが、やはり、どこに相談というか、相談出来ることをそもそも知らないし、どこに行けばよいか情報が回っていません。相談窓口をどうやってつなぐかという、そういうのはどこに聞けばよいかはわかりませんが、1つの課題だと思っています。どこに聞けばいいのかというのは事務局と相談だなと思います。どういう工夫をしておられるかという。</p>
関田委員	<p>市の職員の方は、日々仕事をされている中で、たぶん当事者の人たちとか、個人の集まりでのやりとりの中で、「これは問題だ」という話を聞くなり、察するなり、そのなかでこういう仕事が出てきていると思います。だから、ヒアリングの中で聞きたいのは、きちんと当事者とか、そういう団体とやりとりをしている中で、スパイラル的によくなっているとか、取組が広がっているみたいなものがあるならば、どういったきっかけでそうなったのか、そしてそれが続いているのは何故かとか。実際に担当している職員や利用している人や関わっている人たちも、WINWIN の関係になっているものがあるのかなど。そういうのは具体的に聞いてみたい気がします。</p>
吉田委員長	<p>何かいいアイデアのような。</p>
関田委員	<p>上手くいく方法みたいなことをしても、解決できないものもいっぱい</p>

	<p>いあると思います。すごくひどい話だけれど、その中でも毎日毎日の取組の中で前進しているものはあると思うので、そういったものを取り上げて、切り取ってみれば、ちゃんとかうなっているという…。いい話をしっかり聞きたいなと思ひまして、それが参考になりますので。市民の人にも参考になる話かなと思ひたら、当事者間でもある程度意識しないと…。例えば高齢者の話で、自分でアクションしないとけないような人も結構いますし、そのような話が聞ければよいかと思ひます。</p>
吉田委員長	<p>当事者がアクションを起こす。起こせることばかりではないので、それが問題ですよね。</p> <p>ちょっと事務局とどこであればそういういい話が聞けるか…。いいアイデアとして、どこの話を聞きたいとかはありますか。</p>
山岸委員	<p>先ほど生活保護の不正受給についてということで、純粹に不正受給というのは個人として隠したがるものと思ひます。生保の人がどのような調査をして、どのようなことに苦勞されている…そこで関係性は出来ていて、生活が良くなって満たされる人もいるし、かい潜って不正受給をしている人もいると思ひますが、どのように調査していくのかというのが、外国人がではなく、生活保護の方は割と叩かれるときって、お金がある人にして、お金が無い人に支援が行き届いていないんじゃないかと…。そういうことを言われることもあるのですが、そのあたりの苦勞とか、行政としてどこまで出来る、出来ないとか、こういうことはやっているということを話として聞けるとイメージが湧くかなという感じで聞いていました。</p> <p>ですから、漠然と、というよりも、これは何をしているのかというのを選べるようにしたりとか、そういうこともされているのかみたいな…どこまで聞くか分からないですが、そのような話を聞いたら市民にも分かりやすいのかなと思ひました。</p>
吉田委員長	<p>生活保護は対象にあがっていますので検討されると思ひます。</p> <p>中々難しいですね。不正受給とか、使っているように見えるけれども、例えば、呑んでしまう方がおられるとして、1か月分を受給して、呑んでしまったら後で足りなくなるのですが、計画できるかというか、個人の能力ってすごい幅があるんですよね。なんていうか、グレーゾーンの方もいらっしゃるから、だから贅沢をしているように傍から見えるけれど、それは私たちから見ればそれは愚かな行いで、後で自分の首を絞めるかもしれないのだけれど、その判断がそもそも出来ないとか、計画出来なかつたりとか、いろいろあると思ひます。</p> <p>難しいですね。そこにフォーカスすべきなのかという問題もあつて。</p>
遠藤委員	<p>障がい者について、小田原市ではスポーツ大会、レクリエーション</p>

	<p>大会と毎年大きなイベントとして行っていたのですが、それを取りまとめていたNPO法人、小田原市障がい者連絡協議会という組織がありました。途中で解散をしてしまいました。それで、構成していたのが、視覚障がい者の団体であったり、肢体不自由児者の団体であったり、そういう団体が8つくらいありました。そのNPO法人が解散してしまったことによって、イベントもなくなってしまったと。</p> <p>その機会が市民の方々、特にイベントを運営する協力者ということで、民生委員さん、地区のボランティアさんとの交流の場があったわけで。それで、そういうところで接する中から、当事者の声を直接聞いて、いろいろな問題、ここへつなげたらいいよねとか、そういったことが出来ていたわけですが、今はないわけです。</p> <p>先ほど相談の流れということで、社協も障がい者の方が直接来るということは少ないわけですし、生活に困窮したということでは相談が非常に多いのですが。</p> <p>今、市でクローバーさん、という障がい者に特化している場に相談が入って、それで、これは社協と共有しよう、或いは民生委員と共有していかなければいけないとか、地域との連携をとらないといけないといったことで、クローバーから連絡があって、社協でも行政のワーカーさんと連携を取りながら、そうやって問題解決に当たっている状況です。ここにあがっている相談支援の充実ということで、権利擁護も含めてどのような流れで問題が入って、解決に向けて取り組まれているのかというのは、市の仕組みとしてどのような考えがあるのか…。</p>
瀬戸委員	それがなくなったんですね。お手伝いもなくなってしまって。一番、閉ざしてしまっている。
吉田委員長	そのあたりで何か取組が必要なのではないかとということですね…。
瀬戸委員	先ほど言ったように、だいぶ市民がみなさん平等に扱ってきていると思うのですが、障がい者の人はいないですね。
大石副委員長	潰れてしまったのはとても残念ですね。
瀬戸委員	スポーツも民生委員がお手伝いをして、競技したりして、そうして市民と仲良くしていたのですが、団体が無くなってしまったので、そういうのを市としてまた集っていただけたらいいと思います。
吉田委員長	NPOの弱点というのは継続性なんですよ。資金面であるとか、それから人的な要因が大きいので、誰か主要な方がいなくなると活動出来なくなってしまって、そこをどうフォローするかという話ですね。
	須田委員、ご発言がございませんけれども、専門的な目で見ると、どのようなところに問題があるとか、どのあたりを追求するべきとかはありますか。
須田委員	この課のこの取組についてという具体的なことについて、関田委員

	<p>もおっしゃっていただきましたけれど、やはり今まで長く取り組んでいるとルーティンとして実施していることがあると思います。同じような取組をされているところの話聞くことによって、こちらは上手くいっているがこちらは上手くいっていないといった気づきがあるのかなと思います。それで、やはりそういう良い事を聞くと、他の取組にも波及していくというか、事務的なこととして行ってしまうことが多い中で、他の取組を違う目線で見ると、こうすればこういった効果が出るのか、こういう周知の仕方をすればもっと市民共有出来るのか、後は市の中でも共有できるんだということはあるのかなと、今聞いて思いました。</p>
吉田委員長	<p>特にここが良いと思われるところはありますか。どこの話を聞くというのは何か問題になると思うのですが。</p>
須田委員	<p>どこが一番よいかは…中に求める研修が多いのですけれども、市民にこういうことを周知するほうがよいという、ちょっとその見方なのかなと。</p> <p>ですが、こういうことをしているから相談窓口をもっと多くの人に周知したいということであれば、そういった窓口を受けておられるところにどのように周知しているかとか、どういった相談が多いのかとか、相談担当者をどのように選んでいるかとか、そういうところが中々難しいのかなと思います。</p> <p>研修が多くあるように思いますが、やはり研修…行政に携わる者の研修って受けたことに意義があるようになってしまっていて、受けた後にどれだけ自分がそこで感じたことをブラッシュアップというか、アウトプット出来るかというところで、昨年この人に話を聞いたからまた同じ人ではなくて、今回のメインテーマがこうだったら、こういう人に来ていただいて話を聞くことがよいのではないかと…。ただやるだけではなくて、もう少し受けた者が、受けた研修の効果を発揮出来るようなものとかというのがよいのかと思いました。</p>
吉田委員長	<p>ちょっと考えが湧きました。良い相談窓口と良い研修とは何かというのと難しいですね。これは良いとされた研修とかがいいかなと思います。参考になりました。</p> <p>山岸委員はいかがですか。どのようなところから話を聞くか。教育委員会などは割とたくさん書いていただいているほうだと思いますが、どのようなところに着眼したらよいと思われますか。</p>
山岸委員	<p>すぐには出てこないですね。今は、関係機関としていさせていただいているのですが、それぞれの部署が何をやっているのかというのはやはり分からないということがあります。こどもを通して、これはどうなんですかと聞くのが、もしかして教育委員会なのではないかと、</p>

	そのポイントで連絡して、いろいろと相談させていただくのですが。実際にその機関が通常はどのような仕事をしているのかとか、本当は相談窓口を私たちが分からないだけで、ここにあるのかというところが分からないので、そこは聞いてみたいと思います。
吉田委員長	何て言うのでしょうか。連携というか、相互に仕事内容が明らかに見えないと、どこに言ってもいいかわからないですね。連携という点でしょうかね。
山岸委員	皆さんも児童相談所が分からないですね。イメージで見ると、虐待という、そういうケースが多いですよという。虐待は一部というか多いのですが、こども全般の相談ですから。 実は私たちが何をしているかを実習生さんと話をすると、こんなスタッフがいて、こんなことが保護者からの相談で出来るんですね、と学生さんが言ってくれたりします。他の部署も〇〇課というと、そのイメージで聞くのですが、でもその課が実際に何をしているのかが分からないというところがあります。
吉田委員長	仕事内容をオープンにすることと相談窓口がどこにあるかを明確にしておくみたいなことでしょうかね。 星野委員はいかがでしょう。
星野委員	話に出てきていました、連携が一番大事かなと思っています。障がいとか高齢とかありますが、1つの課題だけであればスムーズにいくわけですが、複合的な問題を抱えていると、適切な支援機関につながらないことがあります。
吉田委員長	相談とか、連携でしょうかね。やはりどこからどのようにつなぐかということですかね。
星野委員	それから先ほど話がありましたNPOの維持、持続でありますけれど、NPOの支援というのは、市を通してしているのかなど…。県ではNPOの推進をしていますが、市としてはどうなのかとか。
吉田委員長	ありがとうございます。それは良い視点かもしれません。 難民を助ける会をすごく長くやっていらっしゃった80年代、70年代…インドシナ難民でしょうから。しかし、クローズされてしまって、非常に衝撃が走りましたけれど。かなり伝統的なところで、いろいろと後継者の問題とか、事務作業がやはり難しいのだと思います。中には昭和女子大で事務作業に特化したコースを開けておられるということを知ったのですが、そういう取組が無いとNGOを維持できないという問題があって。あまり知られていないと思いますけれど。 ずっとやっていくにはというか、ずっとやっていないと信頼されませんので、補助金が出なかったりとかそういう意味で活動がしにくいわけですが…。わかりました、話してみます。

	二見委員いかがでしょうか。何か気がつかれたこととか。
二見委員	<p>まず、いろんな部署の人権に関して、一般市民から見た時にどこに相談してよいかが多分わからないので、自分がここに行けば相談できる…自分がよく分かっていない方もたくさんいると思いますので。そういう大まかな相談場所のようところが、各施設にあって、そこから困っているのであればこういうところという、一番初歩の段階から自分の困っている状況を察してもらえるとよいと思います。</p> <p>高齢者の人権も生き生きと暮らすためにということですが、どちらかと言えば認知症の方に偏りがちなので、高齢者が自分がもしかしたら要支援となる立場の方も、それが分かっていない方も多分いらっしゃると思います。自分の立場が今どのような状態かを相談できる窓口があればいいかと思います。</p>
吉田委員長	いわゆるワンストップと呼ばれるものだと思いますが、そこに駆け込みさえすればどこかにつないでもらえるといった…。
瀬戸委員	<p>社協に福祉まるごと相談というのがありまして、そこに相談すると専門的ないろいろところにつないでもらえます。中間組織で包括というものがあるのですが、そこか、社協につなぐと、どうにかして解決するわけです。私も長い間、市の心配事相談を毎週月曜日にやらせていただいています、ここまで相談に来られればまあ大丈夫なわけです、あちらに相談してみてもってあげられる。ですから、PRがあればもう少し…。</p> <p>それで、昔はお墓の相談が多かったですが、今はお子さんが働いていない人の相談と、隣人との喧嘩などがすごく多いです。PRして社協につなぐことを皆さんに周知してもらうことが一番かと思います。</p>
吉田委員長	なかなか一般の人は社協へ行こうとはあまり思わないでしょうから、窓口をどこに開けるかとか…。UMECOなどにあれば…どうなのでしょう…そういうことですね。どこに、どこから見つけるのかみたいな。
瀬戸委員	忙しくなってしまうんですが。
吉田委員長	<p>大体そうしましたら、後々、事務局と相談しまして、我々が思っているようなヒアリングが出来るかどうか、対象を検討して考えていきましょうということよろしいでしょうか。</p> <p>とりあえず委員の皆様のご意見はいただきましたでしょうか。</p>
※他、委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>そうしたら、この件は対象事業を事務局と調整させてもらいまして、今の議論を参考に質問したい内容などを準備させていただきまして、用意させていただくという事で…。とりあえず一度やってみましょう。</p> <p>それでは、ヒアリングの件はこれで終わらせていただきます。</p>

事務局【大澤主任】	<p>今のお話で、ヒアリングについて委員の皆様からご発言をいただきまして、委員長からおっしゃっていただきましたように、いただいた意見を持ち帰って、どの所管を呼ぶのか調整することについては、一旦、預からせていただきたいと思います。本日、ご欠席の委員の方もおられますので、先ほどの意見以外であれば、そうした意見も含めヒアリングについて考えられるように、事務局から何かしらの回答用紙を用意させていただこうと思いますが、いかがでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>提案シートですか。</p>
事務局【大澤主任】	<p>提案シートでもよいのですが、提案シートですと何でも書いてくださいという趣旨でありますので。もう少しわかりやすく、ヒアリングについての様式を設けたほうがよいかと思ひまして。</p> <p>そして、それをいただいた上で、どの事業、どの課をお呼びするのか、それが引いては他の取組にもこういうことが派生しそうであるとか、そういった議論を委員長、副委員長とした上で決定することが望ましいかとお話を聞いて思ひましたがいかがでしょうか。</p>
事務局【内田課長】	<p>今日説明されて出た意見については、事務局で整理して、項目出しをしますので、それ以外で何か意見がありましたらペーパーで出してもらおうということで、そういう取り扱いでよろしいでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>はい。ありがとうございます。</p>

議題（3） 今後のスケジュールについて

吉田委員長	<p>続きまして議題（3）の今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>それでは、議題（3）「今後のスケジュールについて」説明させていただきます。資料4で説明させていただきます。</p> <p>こちらは、今年の3月に開催した第3回の委員会で説明した資料を修正したものです。現市長により市の総合計画を新たなスケジュールで策定していくこととなり、前回の委員会の時点では詳細が決定していませんでしたが、ここで明らかとなりましたので、その内容を説明します。</p> <p>資料のうち、上が今年度以降の人権施策の取組に関する動きを示しており、下が総合計画の動きとなっています。始めに下段の総合計画から説明します。総合計画は令和7年度から新たな基本構想で進めていく予定で、令和6年度中に市議会による議決を求めていくこととしています。そして、新たな基本構想の下に、令和8年度から3か年で取り組む具体的な実行計画を令和7年度中に策定する予定となっています。そして、第1期実行計画の最終年度である令和10年度中に次の実行計画を策定していくことになるかと思ひます。</p>

	<p>一方、人権施策の取組に関する動きとして、今年度は、先ほどの議題にありましたように、市の人権施策の現状確認と答申内容の調整を並行して行っています。そして、令和7年度以降は、今年度中に答申する計画的な推進に向けた枠組みに沿って進めていくこととなります。</p> <p>令和7年度では、策定される総合計画第1期実行計画に人権の視点を反映していくため、秋頃を目処に、令和8年度から令和10年度の3か年で人権施策として達成する目標を設定していきます。</p> <p>また、令和7年度のところに、評価基準に関する調整と書いています。これは、昨年度には自己評価のやり方や、自己評価で挙げてきた取組を本委員会としてどのように確認していくのか、そういった具体的なことを話してきましたが、市全体の人権の評価をするに当たって評価基準をどうするかであるとか、総合評価に関する具体的なやり方などは協議が出来ていません。そのため、項目として入れさせていただいたものです。</p> <p>令和8年度、令和9年度では、単年度の取組と実施結果を振り返り、改善を図っていきます。令和10年度に、令和7年度に立てた3か年の目標に対する実績をまとめて、それを自己評価し、その評価結果を受けて指針の第3章と第4章の категорияで確認し、総合的な人権の評価を出していきます。そして、総合的な評価結果で示された中身を次の第2期総合計画実行計画に反映していく、このような進め方で行っていく考えです。</p> <p>議題（3）についての説明は以上です。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>待っている間に、私が気になりましたのは、令和7年度と令和10年度はいずれもその取組の実績確認とか、単年度のそういうことがないわけですね。そこを何とかしなければいけないと話をしたのですが、今年度は現状確認をしまして、令和7年度以降、修正があることをもう一度出し直してもらおうとか、そういう形での確認とかが必要であろうと思ったことと、令和10年度に総合評価となっていますが、並行して単年度の取組というのを、何かうまく入れこまないといけないのかとか、そういう話をしていたのですが。</p> <p>走り出しましたので、令和8年度、令和9年度、令和10年度をどうするかという問題もあるのですが、とりあえずこのやり方で走ることにしまして。</p> <p>7年度に基準調整をすることになっていますけれど、何段階かの評価基準は前に一度出ましたよね。出来たか出来なかったのかを書いて</p>

	…あれでいくかどうかという話をしないといけないですね。
事務局【大澤主任】	そうですね。そのあたりの細かいところを、総合評価するに当たっては、そこで作業が必要となりますのでその時まで具体的なものをきちんと評価の基準を決めておかないといけないということです。
吉田委員長	あと、何を書いていただくか…この参考資料とはまた違うものが出る…この資料の感じでしょうか。ちょっと違う感じになるのか。
事務局【大澤主任】	前回の委員会の中でも、目的の必要性であるとか、プロセスの話がありましたが、そこはやはり求めていく必要がありますので。当然、それが評価をするに当たって必要な項目だろうと思いますので、そこは書いてもらう。
吉田委員長	今回の試行とか、確認のやり方を参考にして、実際にどのように出してもらおうかというのを令和7年度に行うというつもりでいるわけですよね。 わかりました。
※委員からの意見等はなし。	
吉田委員長	よろしいでしょうか。質問としては、今のところイメージが持ちにくいのでしょうか。 やってみないと分かりませんね。 それでは、これについては置かせていただきまして、気が付いたことがありましたら書いてもらうという、そういう形でよろしいですかね。

議題（４） その他

吉田委員長	それでは、議題（４）のその他として、委員の皆様からこれは話しておきたいことなどはございますか。
※委員からの意見等はなし。	
吉田委員長	大丈夫ですか。事務局からはございますか。次のスケジュールとか。
事務局【大澤主任】	次回委員会の日程についてですが、今のところ予定しているのは1月中旬以降から2月上旬ぐらいまでに開催できればと思っています。 先ほどのヒアリングのことについて、ペーパーでお送りするのとあわせて、日程調整についてもお願いさせていただきます。ご協力をお願いします。
吉田委員長	それでは、これで本日の議事はすべて終了いたしました。円滑な議事進行にご協力をいただきありがとうございました。 後で何か気づかれたことがありましたら提案シートで事務局へご提出ください。もう一つは、ヒアリングについて個別の様式が送られるとのことですので、ヒアリングについての要望がありましたらご記入

	ください。 ありがとうございました。
--	-----------------------